神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第9条に基づく施行細目

(目的)

第1条 この細目は、「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の定めるところにより、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

- 第2条 要綱第3条第1項に規定する受水槽水道の設置の届出及び要綱第3条第2項に規定する届 出事項の変更の届出は、様式第1号の受水槽水道設置届により行うものとする。
- 2 要綱第3条第2項に規定する受水槽水道の廃止の届出は、様式第2号の届書により行うものと する。
- 3 要綱第3条第3項に規定する受水槽水道の休止、再開の届出は様式第3号の届書により行うものとする。

(検査機関)

- 第3条 要綱第2条第9号に定める検査機関(以下「検査機関」という。)は、要綱第5条第1項及び第2項に規定する検査又は水道法第34条の2第2項に規定する検査を終了したときは、検査の実施状況を様式第4号及び第5号により四半期毎に健康局長あて報告するものとする。ただし、検査の結果、特に衛生上問題があると認められる施設については、設置者等の了解を得たうえ、直ちにこれを保健所長あて報告するものとする。
- 2 検査機関は、保健所長の行う衛生指導等に協力し、管理状況の定期検査の実施等受水槽水道の 維持管理に関する啓発活動に努めるものとする。

(定期検査の内容)

第4条 要綱第5条第3項に規定する別に定める点検項目は、別表に掲げるとおりとする。

(適合証の交付)

第5条 要綱第8条に規定する受水槽水道管理状況適合証は様式第6号のとおりとする。

附則

(施行期日)

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成16年3月31日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和7年4月1日から施行する。